

6 都委第 1 号 令和 6・7 年度井手町都市計画マスタープラン改定及び
立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル 質問書への回答

番号	質疑事項	回答
1	<p><実施要領> 実施要領の 7. 応募書類で企画提案書の作成方法についてご教示いただいておりますが、枚数の制限等がございますでしょうか。</p>	<p>枚数に制限はございません。</p>
2	<p><評価基準> 評価基準の業務実績について、市町村における都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定とございますが、以下の①～③についてご教示願います。 ①両方を満たして 1 実績という認識でよろしいでしょうか。下記の例では A か B どちらでしょうか。(例：A 都市マスの同種 5 件、立地適正化の同種 5 件で実績 5 件とカウント、B 都市マスの同種 5 件、立地適正化の同種 5 件で実績 10 件とカウント) ②見直しの検討業務は実績として認められますでしょうか。 ③市町村におけるとございますが、発注者が都道府県で業務内容が市町村対象である実績は認められますでしょうか。</p>	<p>①都市計画マスタープランの同種で 1 件、立地適正化計画の同種で 1 件というカウントでお願いします。(例の B となります。) ②見直し業務についても実績として認めます。 ③可とします。</p>
3	<p><評価基準> 評価基準の手持ち業務量について、件数に含まれるのは管理、担当に加えて、照査技術者として従事している実績も含まれますでしょうか。また、手持ち業務の基準日は公告日という認識でよろしいでしょうか。異なる場合はご教示願います。</p>	<p>件数に含まれるのは管理、担当に加えて、照査技術者として従事している実績も含まれます。 また、手持ち業務の基準日は公告日で問題ございません。</p>
4	<p><様式> 業務実施体制調書と業務責任者実績書について、資格や実績を証明するための資格証や</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

	テクリスの写しは不要という認識でよろしいでしょうか。	
5	<p><様式></p> <p>業務実施体制調書の「現在の手持ち業務件数」欄について、評価の対象とならない業務担当者（「主たる担当技術者」以外の担当技術者）についても記載が必要でしょうか。</p>	評価の対象とならない業務担当者については記載の必要はございません。
6	<p><実施要領></p> <p>企画提案書（様式3）添付書類の欄には、後ろに添付する業務実施体制調書（様式4）と様式業務責任者実績書（様式4の2）と記載すればよろしいでしょうか。異なる場合は、どの添付書類を記載すれば良いかご教示願います。</p>	お見込みのとおり、業務実施体制調書（様式4）と様式業務責任者実績書（様式4の2）と記載いただき、参考見積書など添付いただける場合はその旨、記載ください。
7	<p><企画提案仕様書></p> <p>工期について、令和8年3月31日までとございますが、特記仕様書の立地適正化計画素案の作成には、令和7年度の翌年度以降に計画書及び概要版の完成を目指す場合がございます。その場合は工期の延長等は予定されておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	令和8年度以降の業務については、別途発注を検討しています。なお、令和7年度の業務においてやむを得ない理由等により工期の延長等をする場合は検討いたします。
8	<p><共通></p> <p>業務履行にあたって、貴町からの貸与資料とデータ形式をご教示願います。</p>	貸与資料については必要に応じて、提供させていただきます。また、データ形式についても提供資料により異なります。
9	<p><共通></p> <p>策定委員会に関して、受託者で負担する経費（謝金、会場費など）があればご教示願います。</p>	策定委員会に関して、委員の報酬や会場の使用料等については町負担で考えております。
10	<p><企画提案仕様書></p> <p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「2 業務内容」の「2-1」の【令和6年度】（7）打合せ協議（8回想定）において、打合せ協議は8回の実施は間違いはないか。</p>	あくまで想定であるため、必ずしも8回を行うものではないが、軽微な調整等も含めているため、8回を想定しています。

1 1	<p><企画提案仕様書></p> <p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「2 業務内容」の「2-2」の【令和6年度】(1) 都市づくりの目標の「イ 将来都市構造」において、「井手町の爽籟都市構造」とあるが、「井手町の将来都市構造」の誤字であるか。</p>	<p>「井手町の爽籟都市構造」は「井手町の将来都市構造」の誤りです。大変失礼致しました。</p>
1 2	<p><企画提案仕様書></p> <p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「2 業務内容」において、【令和6年度】、【令和7年度】と区切りがあるが、提案において、令和6年度から令和7年度に跨いだ工程設定することは可能か。</p>	<p>基本は令和6年度と令和7年度を区切った業務内容としているため、年度を跨いだ工程設定は想定していませんが、提案内容によっては柔軟に対応します。</p>
1 3	<p><企画提案仕様書></p> <p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「3 配置技術者」において、(1) 管理技術者、(2) 照査技術者、(3) 担当技術者の要件が記載されているが、全て「かつ」として見ればよいのか。例：管理技術者であれば、アかつイかつウとア、イ、ウの全ての要件を満たす必要があるという認識でよいか。</p>	<p>(1)～(3)については、すべて「かつ」として見ていただく必要はございません。いずれかを要件を満たしていれば問題ございません。</p>
1 4	<p><企画提案仕様書></p> <p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「5 スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの揭示」において、「統括責任者」とあるが、統括責任者とは「3 配置技術者」に記載の管理技術者のことを指しているという認識でよいか。</p>	<p>「統括責任者」については、「3 配置技術者」に記載の「管理技術者」と認識していただいて問題ございません。</p>
1 5	<p><企画提案仕様書></p>	

	<p>「6都委第1号 令和6・7年度井手町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託企画提案仕様書」の「5 スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの揭示」において、「担当者計2名」とあるが、担当者とは「3 配置技術者」に記載の担当技術者のことを指しているという認識でよいか。</p>	<p>担当者については、「3 配置技術者」に記載の担当技術者と認識していただいて問題ございません。</p>
16	<p><実施要領> 企業の実務実績は、「実施要領」に記載の「平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間」でよいでしょうか。それとも「過去10年間」でしょうか。</p>	<p>平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間となります。</p>
17	<p><様式> 企業の実務実績を記載する様式がありません。企業の実務実績の評価方法を教えてください。</p>	<p>様式は任意としており、参加資格条件に満たしているかどうか確認させていただきます。</p>
18	<p><実施要領> 「過去10年間の業務実績」で間違いないでしょうか。「実施要領」に記載の「平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間」でなくてよいでしょうか。</p>	<p>参加資格条件は「平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間」ですが、管理技術者の要件は「過去10年間（平成26年度以降）」としております。</p>
19	<p><様式> 管理技術者の業務実績を記載する様式がありません。管理技術者の業務実績の評価方法を教えてください。</p>	<p>様式は任意としており、業務実績条件に満たしているかどうか確認させていただきます。</p>
20	<p><様式> 「業務責任者実績表」（様式4の2）について、以下の通り質問させてください。 「業務責任者実績表」の下段に、「業務責任者とは本業務の主担当者とする」と記載されておりますが、「業務責任者」とは「管理技術者」のことではなく、「主担当技術者」を指しているという認識であっておりますでしょうか。</p>	<p>「主担当技術者」を指しております。</p>